

(別記様式第1号)

計画作成年度	令和4年度
計画主体	沼田市

沼田市鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名 沼田市役所 経済部 農林課
所在地 群馬県沼田市下之町888番地
電話番号 0278-23-2111
FAX番号 0278-25-8660
メールアドレス nourin@ctiy.numata.gunma.jp

(注) 1 共同で作成する場合は、すべての計画主体を掲げるとともに、代表となる計画主体には(代表)と記入する。

2 被害防止計画の作成に当たっては、別添留意事項を参照の上、記入等すること。

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対 象 鳥 獣	イノシシ、ニホンジカ、ニホンザル、ハクビシン、アライグマ、カラス、カモシカ、ツキノワグマ、タヌキ
計 画 期 間	令和 5 年度 から 令和 7 年度
対 象 地 域	沼田市全域

(注) 1 計画期間は、3年程度とする。

2 対象地域は、単独で又は共同で被害防止計画を作成する全ての市町村名を記入する。

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1)被害の現状（令和3年度）

鳥 獣 の 種 類	被 害 の 現 状	
	品 目	被 害 数 値
イ ノ シ シ	水稲、ダイコン	12 千円 3 a
ニ ホ ン ジ カ	水稲、もち米、大豆、ブドウ、リンゴ、モモ、ダイコン、枝豆	368 千円 42 a
ニ ホ ン ザ ル	サクランボ、リンゴ、ブルーベリー、プルーン、ダイコン、ミニダイコン、ネギ、ジャガイモ	168 千円 19 a
ハ ク ビ シ ン	洪抜きカキ	1 千円 1 a
ア ラ イ グ マ	数値的な被害は確認出来ないが、捕獲や目撃がある。	－ 千円 － a
カ ラ ス	ブドウ	12 千円 2 a
カ モ シ カ	数値的な被害は確認出来ないが、捕獲や目撃がある。	－ 千円 － a
ツ キ ノ ワ グ マ	リンゴ、スイートコーン	48 千円 13 a
タ ナ キ	数値的な被害は確認出来ないが、捕獲や目撃がある。	－ 千円 － a

(注) 主な鳥獣による被害品目、被害金額、被害面積（被害面積については、水産業に係る被害を除く。）等を記入する。

(2)被害の傾向

イ ノ シ シ	平成13年頃から川田地区・利根地区で出没するようになった。平成17年頃からは出没が多発したが、現在は市内全域で生息は確認されているが、CSFの影響、捕獲の効果と思われる要因により個体数は減少しているように思われる。また、恒久柵の設置や農業者による電気柵の設置と併せ農業被害は減少傾向にあるが、住宅地付近への出没も例年並みに確認されており人的被害も懸念される。
ニ ホ ン ジ カ	以前から管内に生息していたが、利根地区では平成に入ってから出没が多発し農作物に多くの被害を与えてきた。現在は、利根地区をはじめ池田地区、薄根地区、白沢地区でも生息は確認されているが、捕獲や恒久柵、電気柵の効果か被害は減少傾向にある。

ニホンザル	利根地区に推定18群、300頭・池田地区に推定1群、20頭が生息しており、野菜や果樹に被害を与えている。平成14年から発信器による動向調査を実施し、農家へ情報提供を行っているが現在も減少傾向ではあるが被害の発生が続いている。
ハクビシン	平成14年頃から池田地区で果樹を中心に被害を与えてきたが、単独での被害量が少ないため目立たない。現在では市街地を含む全域で生息が確認されている。また、市街地では住宅等へ侵入する生活環境被害も確認されている。
アライグマ	平成20年度に池田地区で1頭捕獲されて以降捕獲が無かったが平成30年度に川田地区で1頭捕獲され、現在は市街地を含む全域で生息が確認されており、少数ではあるが毎年度捕獲されている。
カラス	以前からリンゴやトウモロコシを中心に被害を及ぼしている。近年も被害は発生しているが被害額はわずかである。
カモシカ	平成の初頭までは林縁部での目撃程度であったが、平成15年頃から農作物の食害や踏み荒らし被害が発生している。個体数は適正管理により横ばいと考えられる。
ツキノワグマ	以前から管内の山林に生息しており、トウモロコシや果樹を中心に大きな被害を及ぼしている。人家近くに出没することが多くなり、人身被害の発生も懸念される。
タヌキ	管内の山林に生息していたが、過去には捕獲の対象としていなかったことから錯誤捕獲により放獣がされていた。これにより個体数の増加が予想されている中で、目撃情報も多くなっている。

- (注) 1 近年の被害の傾向（生息状況、被害の発生時期、被害の発生場所、被害地域の増減傾向等）等について記入する。
2 被害状況がわかるようなデータ及び地図等があれば添付する。

(3) 被害の軽減目標

指 標	現 状 値（令和3年度）		目 標 値（令和7年度）	
イノシシ	12 千円	3 a	11 千円	2 a
ニホンジカ	368 千円	42 a	331 千円	29 a
ニホンザル	168 千円	19 a	151 千円	13 a
ハクビシン	1 千円	1 a	1 千円	1 a
アライグマ	－ 千円	－ a	－ 千円	－ a
カラス	12 千円	2 a	11 千円	1 a
カモシカ	－ 千円	－ a	－ 千円	－ a
ツキノワグマ	48 千円	13 a	43 千円	9 a
タヌキ	－ 千円	－ a	－ 千円	－ a

- (注) 1 被害金額、被害面積等の現状値及び計画期間の最終年度における目標値を記入する。
2 複数の指標を目標として設定することも可能。

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課 題
捕獲等に関する取組	<p>・特措法に基づき11隊115名の鳥獣被害対策実施隊を編成し、各担当地区において、銃器、わなを用いて対象鳥獣を捕獲している。捕獲個体については、捕獲従事者が埋設等の処理を行っている。</p> <p>また、わなの見廻り負担の軽減のため、令和4年度には捕獲通報装置の導入を実施した。</p>	<p>ニホンザルについては、被害を及ぼす加害群が複数存在するが、全群に追跡のための発信機の装着ができておらず、また、群れの分裂なども発生しており目標とする個体数調整が出来ていない。</p> <p>捕獲隊員の減少及び高齢化により野生鳥獣の生息数増加に対し捕獲が追いつかない状態が続いているため、後継者の育成及び確保が急務である。</p>
防護柵の設置等に関する取組	<p>ニホンジカ対策として、平成7年度から補助事業を活用し利根地区に約48.6kmの鋼製侵入防止柵を設置。池田地区においては令和元年度以降に約9kmの鋼製侵入防止柵を設置。</p> <p>また、平成17年度から市単独事業により獣害防止柵設置に対し一部補助を行っている。</p> <p>ニホンザルについては、耕作地付近での目撃時や、野猿接近警報装置を活用した追い払いを実施している。</p>	<p>利根地区の侵入防止柵の維持管理については、各地区有害対策実行委員会で実施しているが、一部の地区では高齢化が進み、侵入防止柵の管理を十分に行えない状況となりつつある。</p> <p>電気柵を設置する農家が増えてきたが、設置方法及び管理に問題があり野生鳥獣の侵入を許してしまう事がある。</p> <p>地域住民が中心となり追い払いなどを行っているが、高齢化が進んだ集落では十分な追い払いが不可能となりつつある。</p>
生息環境管理その他の取組	<p>ニホンザルに装着した発信機により、野猿動向調査を実施し、住民への野猿情報の提供をしている。</p> <p>専門家により農地等の収穫残渣や放任果樹の適切な処理について農業者に助言を行っている。</p> <p>専門家による電気柵の設置等の適切な設置の仕方、管理の仕方について助言・指導を行っている。また、被害農家については被害防止対策の手法について助言や事後フォローも実施している。</p>	<p>発信機が未装着で情報不足の群があると考えられることから、捕獲による発信機の装着を実施しなければならない。</p> <p>収穫残渣や放任果樹の適切な処理について農業者に助言を行っているが、いまだに改善されないケースがある。</p> <p>電気柵を設置する農家が増えてきたが、設置方法及び管理に問題があり野生鳥獣の侵入を許してしまう事がある。</p>

- (注) 1 計画対象地域における、直近3ヶ年程度に講じた被害防止対策と課題について記入する。
- 2 「捕獲等に関する取組」については、捕獲体制の整備、捕獲機材の導入、捕獲鳥獣の処理方法等について記入する。
- 3 「防護柵の設置等に関する取組」については、侵入防止柵の設置・管理、

追上げ・追払い活動等について記入する。

- 4 「生息環境管理その他の取組」については、緩衝帯の設置、放任果樹の除去、鳥獣の習性、被害防止技術等に関する知識の普及等について記

(5) 今後の取組方針

<p>野生鳥獣による農作物被害は近年減少傾向にあるが、増加に転じないため引き続き集落や地域が主体となって積極的に被害防止対策を推進できるように地域懇談会・研修会を開催し意識改革及び、防護柵等の設置指導を行い、有害鳥獣を寄せ付けない集落環境づくりを推進する。また、捕獲体制の強化を図るため、従事する鳥獣被害対策実施隊の育成対策を猟友会と連携し、支援を行い、有害捕獲については、ICT技術を活用し、捕獲活動の効率化を進める。</p>	
イノシシ	<p>被害防止のため、侵入防止柵を設置し、効果が継続できるよう適切な維持管理を行う。また、捕獲オリ及びくりわなを導入し、安定した捕獲を行い、個体数の減少を図る。</p>
ニホンジカ	<p>被害防止のため、侵入防止柵を設置し、効果が継続できるよう適切な維持管理を行う。また、捕獲オリ及びくりわなを導入し、安定した捕獲を行い、個体数の減少を図る。</p>
ニホンザル	<p>専門機関による生息群の調査、分析の実施及び指導助言により、捕獲オリ等による適正な個体数調整を行うとともにラジオテレメトリやGPSを利用し、接近警報を地域住民と共有し、地域と連携した追上げの実施を図る。個体数調整及び被害防止対策を有効に行うため、群馬県ニホンザル適正管理計画に基づき、計画的な捕獲を実施する。</p>
ハクビシン	<p>捕獲を推進するため、被害農家を中心にわな免許の取得を積極的に促す。また、補助事業等を活用した侵入防止柵設置を推進する。</p>
アライグマ	<p>捕獲を推進するため、被害農家を中心にわな免許の取得を積極的に促す。また、補助事業等を活用した侵入防止柵設置を推進する。</p>
カラス	<p>被害防止のため、ロケット花火での追払いや銃器、捕獲箱による捕獲を行う。</p>
カモシカ	<p>生息調査や被害調査を行い、カモシカ適正管理計画を作成し、対策として侵入防止柵の設置を行うとともに、計画的な捕獲を実施する。</p>
ツキノワグマ	<p>保護対象であるが、農作物被害のほか、人的被害の不安があることから、人的被害発生または発生の恐れがある場合は捕獲を行う。</p>
タヌキ	<p>捕獲を推進するため、被害農家を中心にわな免許の取得を積極的に促す。また、補助事業等を活用した侵入防止柵設置を推進する。</p>

(注) 被害の現状、従来講じてきた被害防止対策等を踏まえ、被害軽減目標を達成するために必要な被害防止対策の取組方針について記入する。

(ICT(情報通信技術)機器やGIS(地理情報システム)の活用等、対策の推進に資する技術の活用方針を含む。)

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

<p>対象鳥獣の捕獲については、鳥獣被害防止特措法第9条第1項に規定する鳥獣被害対策実施隊の隊員を指名して適切に実施する。また、わな免許を所持している被害農業者については、鳥獣被害対策実施隊と連携し捕獲体制を補完する。</p>

- (注) 1 鳥獣被害対策実施隊のうち対象鳥獣捕獲員の指名又は任命、狩猟者等の外部団体への委託、わなの見回り補助等による捕獲者のサポート等による対象鳥獣の捕獲体制を記入するとともに、捕獲に関わる者のそれぞれの取組内容や役割について記入する。
- 2 対象鳥獣捕獲員を指名又は任命する場合は、その構成等が分かる資料があれば添付する。
- 3 捕獲等を推進する上で、被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させる必要がある場合には、そのことについて記入する。

(2) その他捕獲に関する取組

年 度	対 象 鳥 獣	取 組 内 容
令和5年度	イ ノ シ シ	<p>鳥獣被害対策実施隊と連携し、効果的な捕獲器材を導入して捕獲にあたる。</p> <p>導入した捕獲通報装置の活用により捕獲活動の効率化を推進する。また、ICTを用いた捕獲等情報処理アプリを導入する。</p> <p>捕獲従事者を確保するため、補助金による支援をすることで、狩猟免許の取得を推進する。</p>
	ニ ホ ン ジ カ	
	ニ ホ ン ザ ル	
	ハ ク ビ シ ン	
	ア ラ イ グ マ	
	カ ラ ス	
	カ モ シ カ	
	ツ キ ノ ワ グ マ	
タ ヌ キ		
令和6年度	イ ノ シ シ	<p>鳥獣被害対策実施隊と連携し、効果的な捕獲器材を導入して捕獲にあたる。</p> <p>導入した捕獲通報装置、捕獲等情報処理アプリのICT活用により捕獲活動の効率化を推進する。</p> <p>捕獲従事者を確保するため、補助金による支援をすることで、狩猟免許の取得を推進する。</p>
	ニ ホ ン ジ カ	
	ニ ホ ン ザ ル	
	ハ ク ビ シ ン	
	ア ラ イ グ マ	
	カ ラ ス	
	カ モ シ カ	
	ツ キ ノ ワ グ マ	
タ ヌ キ		
令和7年度	イ ノ シ シ	<p>鳥獣被害対策実施隊と連携し、効果的な捕獲器材を導入して捕獲にあたる。</p> <p>導入した捕獲通報装置、捕獲等情報処理アプリのICT活用により捕獲活動の効率化を推進する。</p> <p>捕獲従事者を確保するため、補助金による支援をすることで、狩猟免許の取得を推進する。</p>
	ニ ホ ン ジ カ	
	ニ ホ ン ザ ル	
	ハ ク ビ シ ン	
	ア ラ イ グ マ	
	カ ラ ス	
	カ モ シ カ	
	ツ キ ノ ワ グ マ	
タ ヌ キ		

(注) 捕獲機材の導入、鳥獣を捕獲する担い手の育成・確保等について記入する。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方	
近年の捕獲頭数の推移、生息状況及び被害発生状況により鳥獣毎に捕獲計画を設定する。	
イノシシ	CSFの影響、捕獲の効果により近年農業被害及び個体数は減少しているように思えるが、依然として目撃情報や住宅地付近に出没している状況に大きな変化は感じられず、捕獲者の意欲向上も考慮し、380頭を捕獲するものとする。
ニホンジカ	個体数の増加により被害地域は年々拡大しているため、1400頭を捕獲するものとする。
ニホンザル	群馬県ニホンザル適正管理計画(個体群管理(捕獲)の推進)に基づき、計画的な捕獲をするものとする。
ハクビシン	捕獲の推進により個体数及び被害地域は減少傾向にあるが、更なる被害減少を図るため、200頭を捕獲するものとする。
アライグマ	H30年度に10年ぶりとなる捕獲があった。また、目撃情報及び捕獲数も年々増加していることから、30頭を捕獲するものとする。
カラス	カラスは頭が良く捕獲が難しいが、被害地域は年々拡大しているため、捕獲方法などを研究し、30羽を捕獲するものとする。
カモシカ	カモシカ保護管理計画により特別天然記念物現状変更許可を行い、必要最低限の捕獲を実施する。
ツキノワグマ	被害防止のためやむを得ない場合、関係機関と協議のうえ捕獲することとし、捕獲計画数は設定しない。
タヌキ	被害発生及び目撃情報の増加により継続的な捕獲を実施する。年間100頭を捕獲するものとする。

注) 近年の対象鳥獣の捕獲実績、生息状況等を踏まえ、捕獲計画数等の設定の考え方について記入する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度
イノシシ	380頭	380頭	380頭
ニホンジカ	1400頭	1400頭	1400頭
ニホンザル	300頭	300頭	300頭
ハクビシン	200頭	200頭	200頭
アライグマ	30頭	30頭	30頭
カラス	30羽	30羽	30羽
カモシカ	－頭	5頭	5頭
タヌキ	100頭	100頭	100頭

(注) 対象鳥獣の捕獲計画数、個体数密度等を記入する。

捕獲等の取組内容	
対象鳥獣の捕獲については、関係法令のほか群馬県が定める第13次鳥獣保護管理事業計画の方針に基づき実施する。	
イ ノ シ シ	年間を通じて農作物等への被害が発生しているため、狩猟期間以外の期間において箱わな、囲いわな及びくりわなでの捕獲を行い必要に応じて銃器での捕獲を実施する。捕獲は被害農地及び周辺で行う。
ニ ホ ン ジ カ	年間を通じて農作物等への被害が発生しているため、狩猟期間以外の期間において箱わな、囲いわな及びくりわなでの捕獲を行い必要に応じて銃器での捕獲を実施する。捕獲は被害農地及び周辺で行う。 また、必要に応じてモニタリング調査を行い、生息や被害状況を把握することにより適切な捕獲に取り組む。
ニ ホ ン ザ ル	専門家の指導に基づき年間を通して捕獲オリ及び銃器による捕獲を行う。
ハ ク ビ シ ン	被害が発生する収穫時期を中心に被害農地及び周辺において、捕獲オリを使用し捕獲を行う。
ア ラ イ グ マ	過去、捕獲があった地域周辺で目撃及び被害があった場合に捕獲を行う。
カ ラ ス	年間を通じて農作物等への被害が発生しているため、狩猟期間以外の期間において囲いわな、銃器による捕獲を実施する。捕獲は被害農地及び周辺で行う。
カ モ シ カ	現状変更許可頭数をわな、または銃器により捕獲を実施する。
ツ キ ノ ワ グ マ	農業被害及び人的被害予防等捕獲がやむを得ない場合、安全かつ効果的な方法により捕獲を行う。
タ ヌ キ	目撃情報が多い地域を中心に被害農地及び周辺において、捕獲オリを使用し捕獲を行う。

- (注) 1 わな等の捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。
- 2 捕獲等の実施予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
銃刀法第5条の2第4項第1号に規定するライフル銃による捕獲については該当なし

- (注) 被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させて捕獲等を行う場合には、その必要性及び当該被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者による捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。

(4) 許可権限移譲事項

対象地域	対象鳥獣
沼田市全域	地方自治法第252条の17の2第1項及び群馬県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例第2条第1項に基づき、県から捕獲許可権限の委譲を希望する対象鳥獣については、委譲済み

- (注) 1 都道府県知事から市町村長に対する有害鳥獣捕獲等の許可権限の委譲を希望する場合は、捕獲許可権限の委譲を希望する対象鳥獣の種類を記入する（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号。以下「法」という。）第4条第3項）。
- 2 対象地域については、複数市町村が捕獲許可権限の委譲を希望する場合は、該当する全ての市町村名を記入する。

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度
イノシシ ニホンジカ ニホンザル ハクビシン アライグマ カモシカ ツキノワグマ タヌキ	なし	なし	なし

- (注) 1 設置する柵の種類、設置規模等について記入する。
- 2 侵入防止柵の設置予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	5年度	6年度	7年度
イノシシ ニホンジカ ニホンザル ハクビシン アライグマ カモシカ ツキノワグマ タヌキ	地区の有害鳥獣対策協議会による草刈り等維持管理の実施。 ニホンザルについては、各群に装着してあるテレメトリを活用した野猿動向調査による地域住民への情報提供により、住民による毎日の追い払い活動を実施する。	地区の有害鳥獣対策協議会による草刈り等維持管理の実施。 ニホンザルについては、各群に装着してあるテレメトリを活用した野猿動向調査による地域住民への情報提供により、住民による毎日の追い払い活動を実施する。	地区の有害鳥獣対策協議会による草刈り等維持管理の実施。 ニホンザルについては、各群に装着してあるテレメトリを活用した野猿動向調査による地域住民への情報提供により、住民による毎日の追い払い活動を実施する。

- (注) 侵入防止柵の管理、追上げ・追い払い活動等に関する取組等について記入する。

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

年 度	対 象 鳥 獣	取 組 内 容
令和5年度	イ ノ シ シ	放置果樹や取り残し野菜等を除去し、餌となるものを減らすことにより農地周辺へ近寄らせないようにする。 地域住民により緩衝地帯を作ることで、野生鳥獣が接近しにくい環境を作る。
	ニ ホ ン ジ カ	
	ニ ホ ン ザ ル	
	ハ ク ビ シ ン	
	ア ラ イ グ マ	
	カ ラ ス	
	カ モ シ カ	
	ツ キ ノ ワ グ マ	
タ ヌ キ		
令和6年度	イ ノ シ シ	放置果樹や取り残し野菜等を除去し、餌となるものを減らすことにより農地周辺へ近寄らせないようにする。 地域住民により緩衝地帯を作ることで、野生鳥獣が接近しにくい環境を作る。
	ニ ホ ン ジ カ	
	ニ ホ ン ザ ル	
	ハ ク ビ シ ン	
	ア ラ イ グ マ	
	カ ラ ス	
	カ モ シ カ	
	ツ キ ノ ワ グ マ	
タ ヌ キ		
令和7年度	イ ノ シ シ	放置果樹や取り残し野菜等を除去し、餌となるものを減らすことにより農地周辺へ近寄らせないようにする。 地域住民により緩衝地帯を作ることで、野生鳥獣が接近しにくい環境を作る。
	ニ ホ ン ジ カ	
	ニ ホ ン ザ ル	
	ハ ク ビ シ ン	
	ア ラ イ グ マ	
	カ ラ ス	
	カ モ シ カ	
	ツ キ ノ ワ グ マ	
タ ヌ キ		

(注) 緩衝帯の設置、里地里山の整備、放任果樹の除去、被害防止に関する知識の普及等について記入する。

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

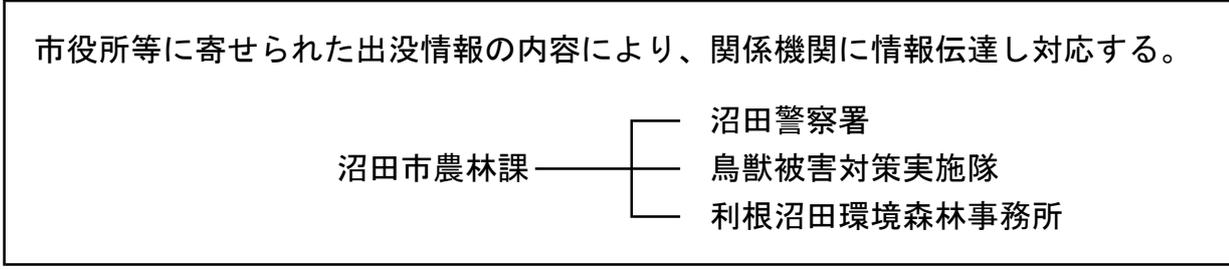
(1) 関係機関等の役割

関 係 機 関 の 名 称	役 割
沼 田 警 察 署	住民への周知、警戒及び避難誘導
鳥 獣 被 害 対 策 実 施 隊	追払い及び捕獲
沼 田 市 農 林 課	関係機関との連絡調整
利 根 沼 田 環 境 森 林 事 務 所	関連情報の提供と助言指導

(注) 1 関係機関等には、都道府県、警察、市町村、鳥獣被害対策実施隊、猟友会等の名称を記入する。

- 2 役割欄には、緊急時又は平常時において、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
- 3 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関して、規程等を作成している場合は添付する。

(2) 緊急時の連絡体制



(注) 緊急時の各関係機関等の連絡体制及び連絡方法等をフロー図等により記入する。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

清掃工場での焼却処分及び現場での埋設処分を基本とし、生態系に影響を与えないよう適切に処理する。
また、必要に応じて関係機関へ送り、調査や学術研究に利用する。

(注) 適切な処理施設での焼却、捕獲等をした現場での埋設等、捕獲等をした鳥獣の処理方法について記入する。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	国からの群馬県に対する出荷制限に準じ、食品としての利用の推進は控える。
ペットフード	予定なし
皮革	予定なし
その他 (油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学術研究等)	必要に応じて、関係機関へ送り、調査や学術研究に利用する。

(注) 利用方法ごとに、現状及び目標を記入する。

(2) 処理加工施設の実施

予定なし

(注) 処理加工施設を整備する場合は、年間処理計画頭数、運営体制、食品等としての安全性の確保に関する取組等について記入する。

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

予定なし

(注) 処理加工に携わる者の資質の向上や、捕獲から搬入までの衛生管理の知識を有する者の育成の取組等について記入する。

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	沼田市鳥獣害対策協議会
構成機関の名称	役割
地区鳥獣害対策協議会	地域住民との調整・鳥獣害防止対策実施
利根沼田農業協同組合	農業者との連絡調整
農業委員会	農地等に関する情報提供、助言、指導
沼田市鳥獣被害対策実施隊	対象鳥獣の捕獲の実施
沼田市有害鳥獣捕獲隊	対象鳥獣以外の有害鳥獣捕獲の実施
鳥獣保護管理指導員	鳥獣保護の立場から、諸活動への助言・指導と情報提供を行う
沼田市農林課	協議会運営等、連絡・調整

(注) 1 関係機関等で構成する協議会を設置している場合は、その名称を記入するとともに、構成機関欄には、当該協議会を構成する関係機関等の名称を記入する。

2 役割欄には、各構成機関等が果たすべき役割を記入する。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
利根沼田農業事務所	関連情報の提供と助言指導
利根沼田環境森林事務所	関連情報の提供と助言指導
鳥獣被害対策支援センター	鳥獣被害防止施策の助言・指導
群馬県立自然史博物館	捕獲個体の分析や学術研究

(注) 1 関係機関欄には、協議会の構成機関以外の関係機関等の名称を記入する。

2 役割欄には、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。

3 協議会及びその他の関係機関からなる連携体制が分かる体制図等があれば添付する。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

沼田市鳥獣被害対策実施隊の活動内容

- ・被害防止計画の実施に取り組むため関係機関と連携を密にする
- ・対象鳥獣の捕獲及び追払いを行う。
- ・各地域に捕獲を活動の中心とした10班109名と捕獲支援にあたる1班若干名。

(注) 1 被害状況を勘案し、鳥獣被害対策実施隊を設置する必要があると認める場合は、その設置に関して設置に向けた基本的な方針や検討の状況、設置予定時期等について記入する。

- 2 鳥獣被害対策実施隊を設置している場合は、鳥獣被害対策実施隊が行う被害防止施策、その規模、構成、農林漁業者や農林漁業団体職員、地域住民等の多様な人材の活用策等を記入するとともに、実施体制がわかる体制図等があれば添付する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

課題である実施隊員の高齢化に対応していくため、より一層の実施隊内の連携を図る。
また、担い手の確保のため、狩猟免許取得経費を補助し費用負担を軽減する。

- (注) 将来的な被害防止対策の実施体制の維持・強化の方針その他被害防止施策の実施体制に関する事項（地域の被害対策を企画・立案する者の育成・確保や現場で対策を実施する者の知識・技術の向上等の被害対策に関する人材育成の取組を含む。）について記す。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

特になし

- (注) 近隣市町村と連携した広域的な被害防止対策等その他被害防止施策の実施に関し必要な事項について記入する。